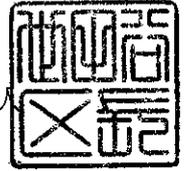


諮問第1009号
令和6年7月12日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 あて

世田谷区長
保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

特定個人情報保護評価における第三者点検について
(予防接種実施事務)

諮問第1009号

特定個人情報保護評価における第三者点検について
(予防接種実施事務)

令和6年7月19日
地域行政部マイナンバー担当課
世田谷保健所感染症対策課

1 諮問の趣旨

(1) 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づく番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものである。

具体的には、行政機関の長等が評価の実施主体となり、評価対象が特定個人情報を取り扱う事務ごとに定められている。また、特定個人情報の対象人数等のしきい値によって、特定個人情報保護評価の種類が基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価の三類型に区分され、併せて区民意見募集や第三者点検、国民への公表などの実施手続が定められている。

なお、「予防接種実施事務」は、しきい値判断の結果、対象者が30万人以上となることから、全項目評価の実施が義務付けられることとなる。

(2) 諮問の理由

番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

この度、「予防接種実施事務」に係る特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加える必要が生じたため、「特定個人情報保護評価に関する規則」(以下「規則」という。)第7条第4項に基づく「特定個人情報保護評価書」(以下「評価書」という。)の第三者点検について、「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例」第2条第1項第2号の規定により諮問するものである。

審議資料No. 2「特定個人情報保護評価書作成の判断基準」及び審議資料No. 3「番号法における特定個人情報保護評価書「全項目評価」の流れ」参照

2 諮問の内容

(1) 標準準拠システムへの移行について

審議資料No. 4のとおり。

(2) 予防接種実施事務における評価書の変更の内容

現在、予防接種実施事務においては、予防接種の接種歴の記録や予診票・接種券の発行等の機能を有する区民健康情報システムを利用している。

標準準拠システム導入により、ガバメントクラウドに現行のシステムと同等の機能を有する健康管理システムを構築し、データ移行を行う。

ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に伴い、評価書(全項目評価書)の記載項目のうち、「特定個人情報の保管場所」、「特定個人情報ファイルの

取扱いプロセスにおけるリスク対策」及び「その他のリスク対策」に変更が生じる。これは、規則第11条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施する。

また、VRS (Vaccination Record System ; 新型コロナワクチン接種の実施に伴い、国が令和3年4月に導入したワクチン接種記録システム)の一部機能の廃止及び事務の終了に伴い、記載の削除を併せて行う。

VRSの機能廃止等に関する詳細は、審議資料No.5のとおり。

3 区民意見募集

規則第7条第1項に基づき区民意見募集を実施した。結果は以下のとおり。

(1) 対象事務及び概要

予防接種実施事務について全項目評価書の改定案を作成し、区民意見募集を実施

(2) 期間

令和6年5月22日～同年6月20日の30日間実施

(3) 結果

意見0件

4 区のマイナンバー制度セキュリティ会議

本件について、令和6年7月4日開催の令和6年度第1回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、一部評価書を修正することを条件として了承された。

5 第三者点検の対象

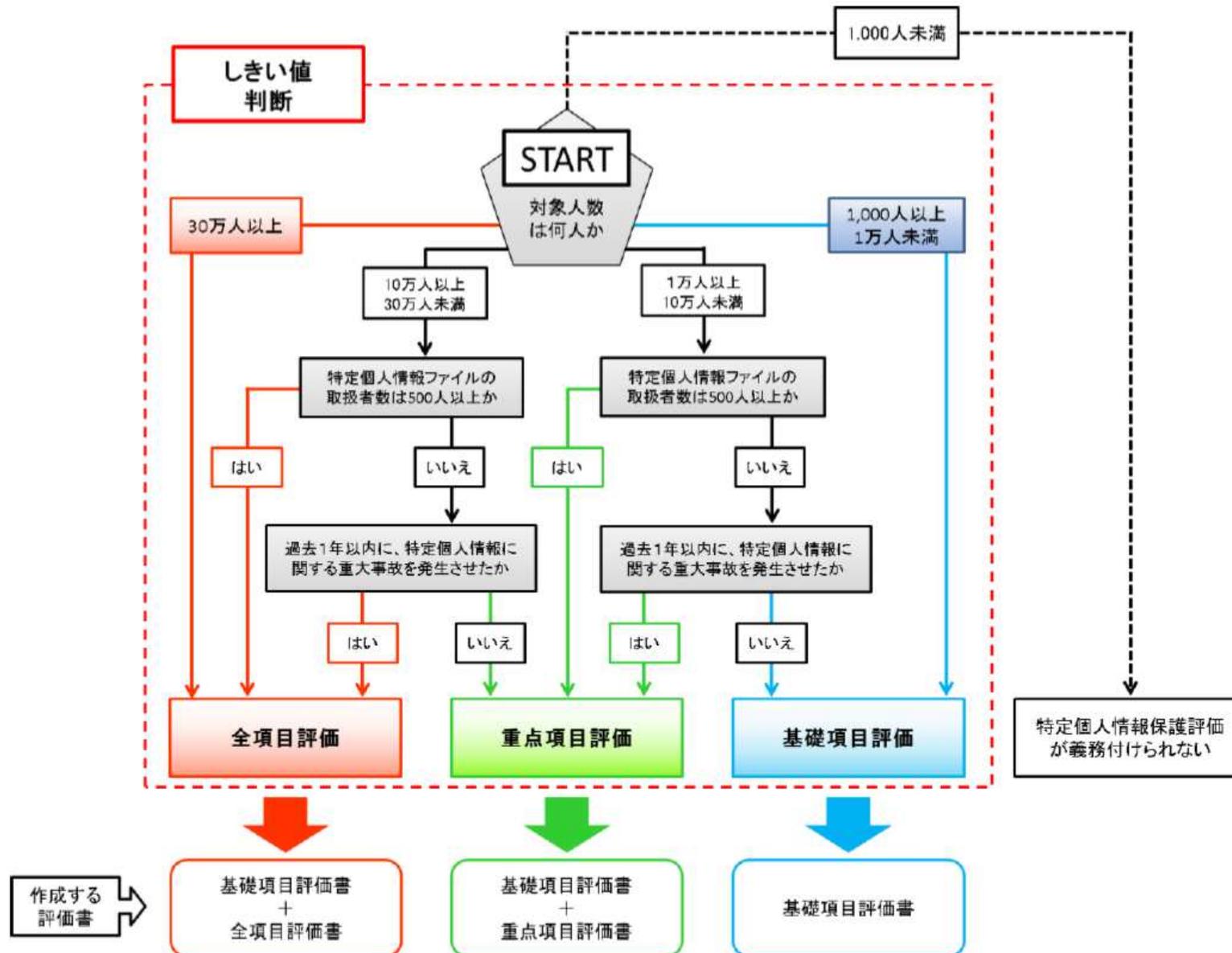
審議資料No.6「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」のとおり。

改定前の評価書との相違点及び審査の観点については、審議資料No.7のとおり。

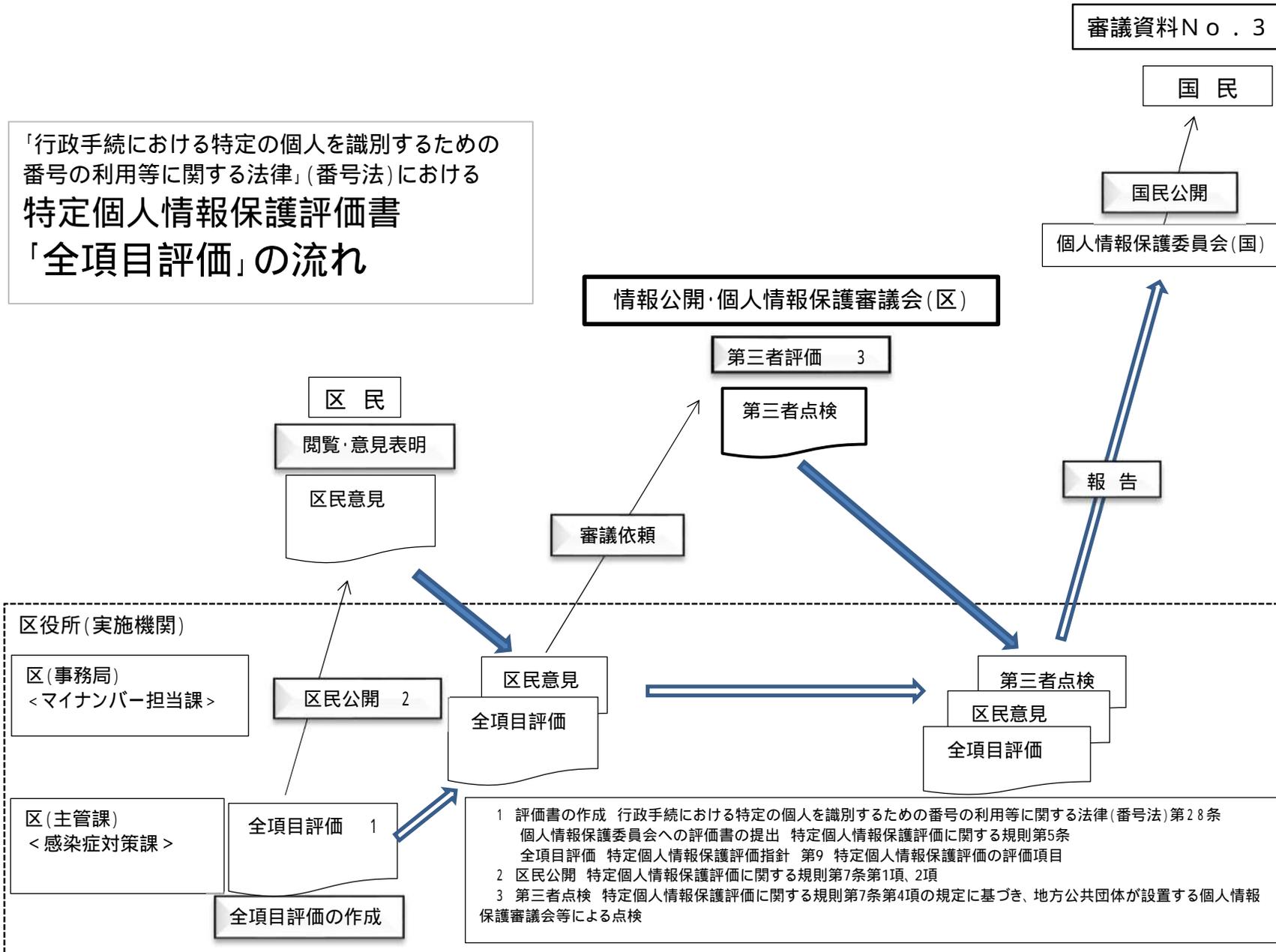
6 今後のスケジュール(予定)

令和6年8月末 国の個人情報保護委員会へ評価書の提出
評価書の公表

特定個人情報評価書作成の判断基準



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)における
特定個人情報保護評価書
「全項目評価」の流れ



標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

1 標準準拠システムについて

地方公共団体情報システムの標準化・共通化は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）により、対象となる地方公共団体の基幹業務システムを、国の関係省庁が定める標準仕様書に基づく「標準準拠システム」に移行する取組みであり、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月閣議決定）において、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされた。

ガバメントクラウドは、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条の規定に基づき、デジタル庁が調達するものであって、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス等であり、地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。

2 標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を再実施することとされている。

令和8年1月に本番運用開始を予定している第2期移行対象業務のうち、「予防接種実施事務」では既に全項目評価書を作成済みであり、標準準拠システムへの移行は、特定個人情報ファイルの取扱いに大幅な影響を生じさせるものであるため、特定個人情報保護評価を再実施する必要がある。

3 評価書の改定

改定のうち、ガバメントクラウドのクラウド事業者が提供するクラウド上の基盤及び接続に関する部分については、令和4年10月にデジタル庁より「ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について」（審議資料No. 4 - 3）にて提供された全項目評価書（記載例）を基に作成した。

4 ガバメントクラウドにおけるリスク対応策の概要

システムの移行先となるガバメントクラウドについては、デジタル庁が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMALP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達して、区に対して個別領域の利用権を付与し、運用管理を委託する。

「予防接種実施事務」に係る標準準拠システムにおいては、ガバメントクラウド共同利用方式により、区は、標準準拠システム等のアプリケーション等を提供するASPとの間で、「アプリケーション等提供・保守契約」及び「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結する。

特定個人情報保有するシステムを構築するガバメントクラウドの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成され、区やASP・ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続についても、閉域ネットワークで構成し、区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

その他、継続的なモニタリング・ログ管理や脅威検出・DDos対策の常時実施、ウイルス対策パターンファイルの更新、OS・ミドルウェアへのセキュリティパッチ適用などの技術的対策のほか、物理的対策として、クラウド事業者のシステムのサーバー等の構築環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行うなど、これまでと同等のセキュリティ対策を実施する。

事務連絡
令和6年1月19日各都道府県 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中
各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について

新型コロナワクチンの接種につきましては、「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和5年11月22日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）でお知らせしたとおり、特例臨時接種としての取扱いを令和5年度末で終了することとし、令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法（昭和23年法律第68号）のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する予定です。

これに伴い、令和6年度以降のワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）の対応や接種記録の取扱い等について、下記のとおりとしますので、十分御了知いただくとともに、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

(1) VRS の機能について

VRS の機能のうち、令和6年度に継続する機能及び廃止する（VRS に搭載しない）機能は、以下のとおりとする。

【継続する機能】

- ・令和5年度以前の接種に係る接種記録の登録及び修正
- ・自治体による VRS からの接種記録の出力及び閲覧
- ・自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の紙による発行（※1）

【廃止する（VRS に搭載しない）機能】

- ・令和6年度以降の接種に係る接種記録の登録
- ・マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会
- ・コンビニのキオスク端末における接種証明書の発行（※2）
- ・接種証明書アプリのインストールや同アプリによる接種証明書の新規発行（※2）

※1 令和5年度以前の接種に係る接種記録についての接種証明書を発行するものであり、令和6年度以降の接種に係る接種記録についての接種証明書は発行できない

い。

現在、国内の行政上の手続において接種証明書を活用する場面はなく、海外においても渡航時に接種証明書が必要な国は極めて少ない状況にあるが、令和5年度以前の接種証明書を求められた場合は、自治体側でVRSの接種証明書発行機能を用いるなどして対応されたい。

※2 コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行については、令和6年3月31日をもってサービスを停止することとしている。今後準備ができ次第、同アプリやWeb上で利用者等にその旨周知する予定である。詳細については別途追ってお示しする。

なお、接種証明書アプリについては、現在の接種証明書が必要な場合、令和6年3月31日まではアプリ上の機能である「この証明書を画像として保存」等により保存することで対応可能である。

(2) VRSに関連するその他の留意事項

①接種券について

新型コロナワクチンの令和6年度以降の定期接種において、接種券の送付の有無や送付する場合の様式については、これまでの各自治体における定期接種B類（高齢者インフルエンザワクチン接種など）の対応を参考に、各自治体において判断されたい。

②接種証明書の発行手数料等について

令和5年度以前に特例臨時接種として実施した新型コロナワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第32号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第18条の2に基づき、接種証明書を発行することとなる。

当該接種証明書の発行に伴う手数料については、令和5年度までは全国一律で無料としているが、令和6年度以降は、各自治体において、手数料徴収の可否を判断されたい。

また、令和6年度以降に定期接種として実施した新型コロナワクチン接種については、これまでの定期接種と同様に、予防接種法施行規則第4条第1項に基づき、予防接種済証を発行されたい。

③VRSにおける接種記録の取扱いについて

令和5年度以前の接種記録については、当分の間、引き続きVRSにおいて保存・管理するため、VRSを予防接種法上の予防接種台帳として取り扱っている自治体においては、引き続き同様の取扱いが可能である。

なお、現在、厚生労働省において予防接種事務のデジタル化を検討しているところであ

り、その一環として、VRS に保存・管理されている接種記録については、新たに構築予定のシステムに移管することを検討している。このため、VRS を予防接種台帳として取り扱っていない自治体においても、VRS に保存・管理されている令和5年度以前の接種記録について、その正確性の確保に引き続き取り組まれない。

④タブレット等の取扱いについて

令和5年度以前の接種記録の登録に用いるタブレットについては、令和6年4月30日をもってその運用を終了する。

タブレットと読取台は令和6年度以降順次回収することを予定しており、詳細は別途追ってお示しする。

⑤統計公表について

国において定期的に行っている新型コロナワクチン接種の統計に関する公表は、令和5年度末をもって終了とする。

ただし、各自治体の統計に関しては、令和6年度中はVRSの自治体別メニューで令和5年度以前のデータを排出できるので、必要に応じて活用されたい。

以上

連絡先

デジタル庁

国民向けサービスグループ(VRS 担当)

「デジタル庁 VRS 担当の体制縮小に伴う問合せの受付方法の変更について(その2)」(令和5年7月6日付けデジタル庁 国民向けサービスグループ(VRS 担当)事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

厚生労働省

健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

「厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「自治体サポートチーム」の運用変更について(周知)」(令和5年3月29日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

各都道府県 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中
各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について（その2）

ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）の機能のうち、令和6年度に継続及び廃止する機能の概要について、「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について」（令和6年1月19日付けデジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）でお示ししているところ、コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行等、廃止する機能の詳細等について、下記のとおりお知らせいたします。

本事務連絡の内容について、十分御了知いただくとともに、適宜必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 機能廃止等について

(1) 自治体メニュー（LGWAN 接続系端末の画面）

各種機能の廃止に伴うシステム改修イメージは【別添1】のとおりです。

(2) 接種会場メニュー（タブレット端末の画面）

接種記録の登録に用いるタブレット端末については、令和6年4月30日をもってその運用を終了することから、接種会場メニューは令和6年5月1日よりご利用いただけなくなります。

なお、運用終了後のタブレット端末の返却については、「【重要】配布中のVRS用タブレット端末の今後の運用と回収について」（令和6年1月26日付けデジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）にてお知らせしておりますので、そちらもご確認ください。

(3) 接種証明書アプリ

接種証明書アプリでの接種証明書の発行については、令和6年3月31日をもってサービス終了（発行済みの証明書の閲覧は可能）することとしており、以下の対応を行う

予定です。

- ① デジタル庁 Web サイト及び本アプリ内でのサービス終了告知（令和6年2月20日予定）
 - ② 接種証明書の再発行機能の削除（令和6年4月1日0時頃予定）
 - ③ App Store 及び Google Play 上からアプリ公開停止（令和6年5月7日予定）
- ※ 最新の状態にするには令和6年3月31日までに再発行機能を使って再発行を行うことが必要ですのでご注意ください。

なお、①、②に関する本アプリの改修イメージは【別添2】のとおりです。

(4) コンビニ交付

コンビニのキオスク端末での接種証明書の発行については、令和6年3月31日23時をもってサービス終了することとしており、令和6年2月中旬を目途に厚生労働省 Web サイト等でサービス終了告知を行う予定です。

2. その他

1. の機能廃止等に伴い、令和6年4月1日付けでVRSの利用規約の改訂を予定しており、詳細は別途追ってご連絡いたします。

以 上

<p>連絡先</p> <p>デジタル庁 国民向けサービスグループ(VRS 担当) 「デジタル庁 VRS 担当の体制縮小に伴う問合せの受付方法の変更について(その2)」(令和5年7月6日付けデジタル庁国民向けサービスグループ(VRS 担当)事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。</p> <p>厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課 「厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「自治体サポートチーム」の運用変更について(周知)」(令和5年3月29日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。</p>
--

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種実施事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>世田谷区は、予防接種実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
東京都世田谷区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種実施事務
②事務の内容 ※	<p>1. 予防接種事務の概要 予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。</p> <p>2. 疾病と予防接種の対象者 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第一条第三項に規定される疾病及び対象者に対して定期の予防接種を実施する。また、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種も実施する。</p> <p>3. 予防接種事務全般における事務の内容(別添1参照)</p> <p>①予診票・接種券の発行 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者」の各年齢要件に該当する者(臨時接種を除く)に対し、それぞれの種類の予防接種の予診票等を作成・発行する。</p> <p>②予診票・接種券の再発行 住基の情報を基に、予診票・接種券を紛失等した者に対し再発行を行う。</p> <p>③予防接種記録の管理 契約医療機関で予防接種を受けた区民の予診票について当該医療機関からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。臨時接種における集団接種会場実施分を含む。</p> <p>④接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、接種勧奨の通知を行う。</p> <p>⑤予防接種依頼書の発行 本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の依頼書を作成し、発行する。</p> <p>⑥予防接種実施報告書の送付 他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。</p> <p>⑦知事への報告 関係法令に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。</p> <p>⑧他自治体への照会・提供 情報提供ネットワークシステムを通じ、他自治体に対して接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>⑨予防接種による健康被害の救済 予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者および発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

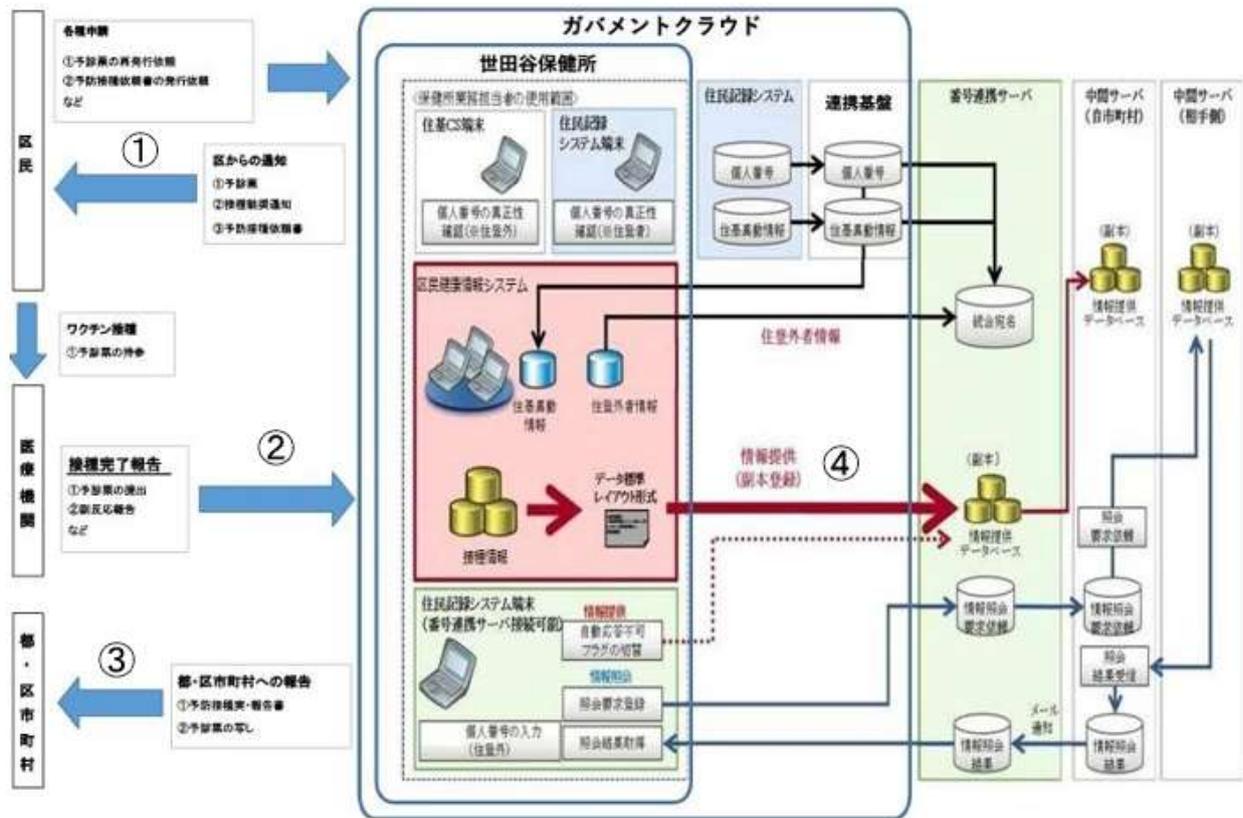
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) ※令和8年1月からの運用
②システムの機能	定期・臨時予防接種の接種歴を記録している。また、予防接種予診票・接種券の発行、定期・臨時予防接種勧奨通知対象者抽出などを行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
定期・臨時予防接種者情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 ・別表第二における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
8. 他の評価実施機関	

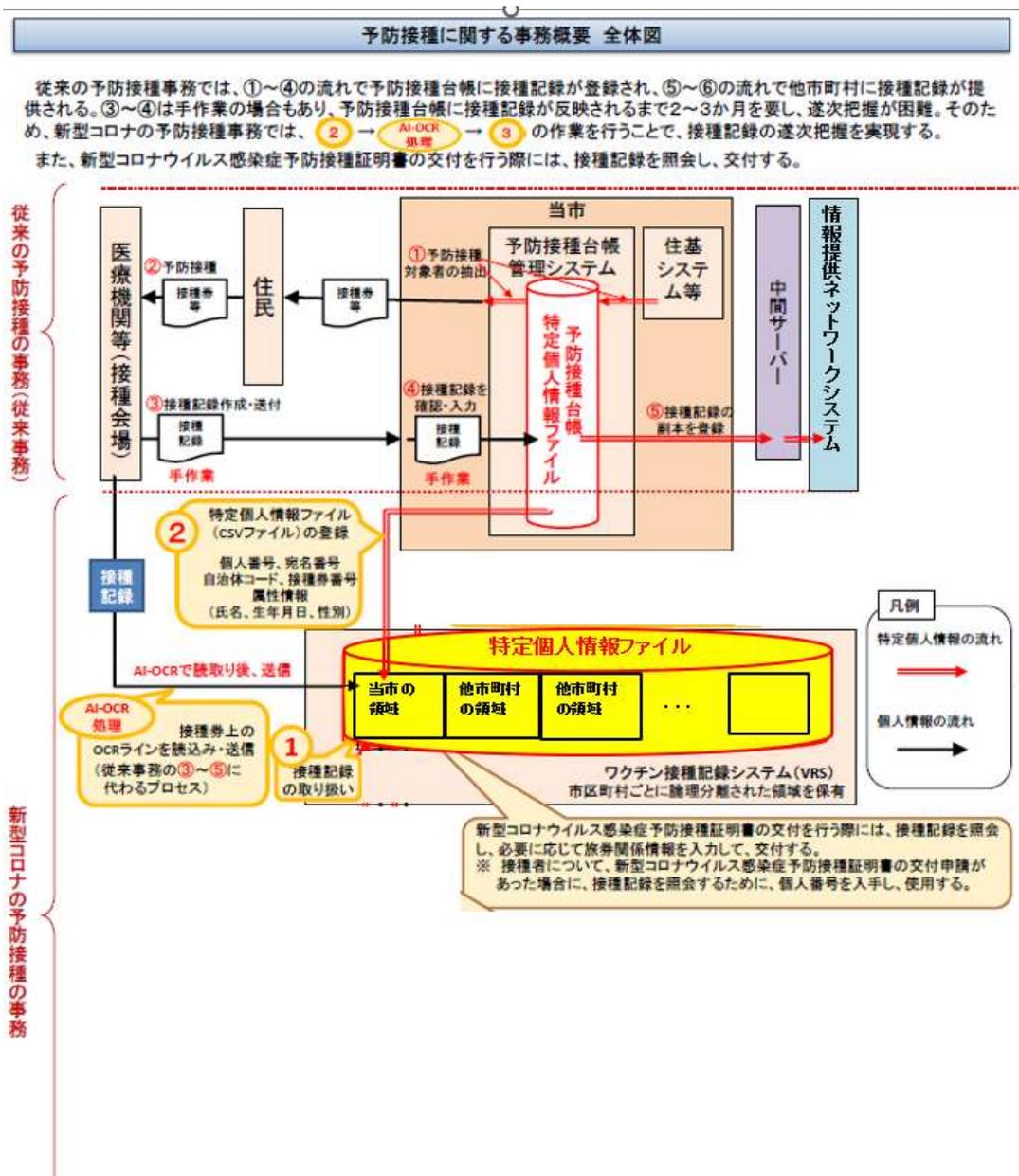
(別添1) 事務の内容

1. 予防接種事務について ※令和8年1月からの運用



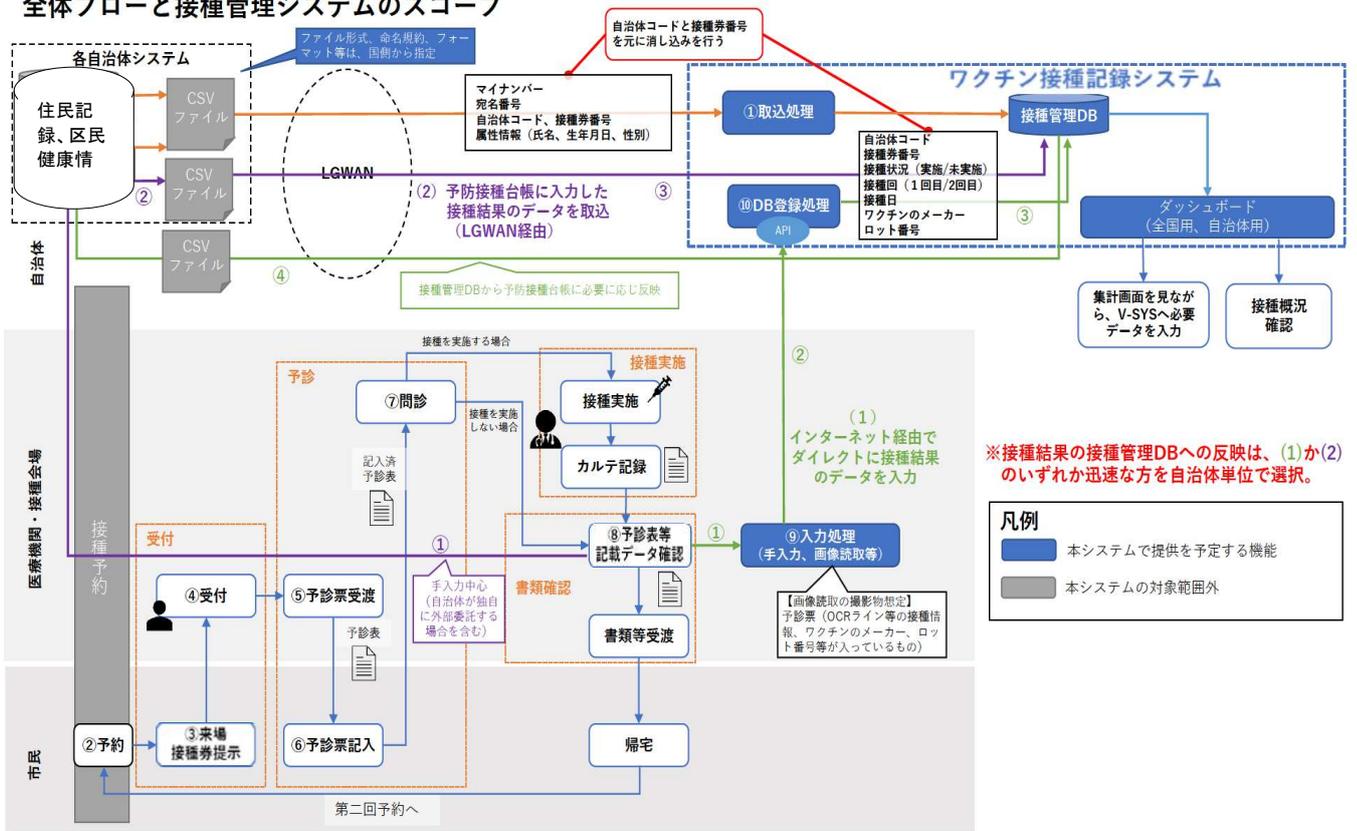
- ① 予診票等の発行(図の矢印①)
住基の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者」の各年齢要件に該当する者に対し、それぞれの種類の予防接種の予診票・接種券を作成・発行する。
- ② 予診票等の再発行(図の矢印①)
住基の情報を基に、予診票を紛失等した者に対し予診票の再発行を行う。
- ③ 接種勧奨通知の送付(図の矢印①)
伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、接種勧奨の通知を行う。
- ④ 予防接種依頼書の発行(図の矢印①)
本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の依頼書を作成し、発行する。
- ⑤ 予防接種記録の管理(図の矢印②)
契約医療機関で予防接種を受けた区民の予診票について当該医療機関からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。
- ⑥ 予防接種実施報告書の送付(図の矢印③)
他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。
- ⑦ 知事への報告(図の矢印③)
予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。
- ⑧ 他自治体への照会・提供(図の矢印④)
情報提供ネットワークシステムを通じ、他自治体に対して接種記録の照会・提供を行う。
- ⑨ 予防接種による健康被害の救済
予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付

2. 従来の予防接種事務と新型コロナウイルス感染症の予防接種事務について



3. ワクチン接種記録システムについて（国資料より）

全体フローと接種管理システムのスコープ



- (1) 区の住民記録、区民健康情報システムからマイナンバーを含む住民情報を抽出し、LGWAN経由で接種管理DBに登録する。
- (2) ワクチン接種の実施後、接種会場等でwebにてワクチン接種記録システムに接続し、接種情報を登録する。
- (3) 接種管理DBに登録した接種情報を、LGWAN経由でダウンロードし、区民健康情報システムに取り込む。

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
定期・臨時予防接種者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法その他関連法令に定められた予防接種の対象者
その必要性	接種の有無を記録することにより、重複通知の防止及び未接種者への接種勧奨に活用している。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	接種歴を把握し、定期・臨時予防接種対象者への接種予診票・接種券の発行や、未接種者への接種勧奨を行うために記録する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷保健所感染症対策課 ・各総合支所健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民記録・戸籍課、各総合支所保健福祉センター生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本情報 入手元 : 地域行政部住民記録・戸籍課 入手頻度・時期: バッチ処理による日次連携 入手方法 : 庁内連携 ・生活保護情報 入手元 : 各総合支所保健福祉センター生活支援課 入手頻度・時期: バッチ処理による月次連携 入手方法 : 庁内連携 ・接種記録 入手元 : 接種を行った医療機関、本人又はその代理人、他自治体 入手頻度・時期: 入手元が医療機関の場合は月1回、それ以外の場合は随時 入手方法 : 紙、ワクチン接種記録システム、情報提供ネットワーク ・予防接種による健康被害救済の申請 入手元 : 接種を行った本人等 入手頻度・時期: 随時 入手方法 : 紙 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって 接種記録の照会が必要になる都度</p>
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本情報 庁内連携システムを使用して入手する住民基本情報については、本人等からの申請を受けた都度入力する必要があり、法令等に基づく接種対象者であることの確認を行うものである。 ・生活保護情報 庁内連携システムを使用して入手する生活保護情報については、実費の徴収の有無について確認を行うものである。 ・接種記録 医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 ・予防接種による健康被害救済の申請 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第10条及び同第11条に基づいて入手している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>

⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムの場合は、番号法第19条第7号及び予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、区へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている(予防接種法施行令第6条の2)。 ・予防接種による健康被害救済の申請は、予防接種法施行規則第10条及び同第11条に明記している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>							
⑥使用目的 ※		他自治体に提供及び照会する際に、正確に対象者を特定するために、特定個人情報を使用する。							
変更の妥当性		-							
⑦使用の主体	使用部署 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷保健所感染症対策課 ・各総合支所健康づくり課 							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<ol style="list-style-type: none"> 1. 接種予診票の発行 定期・臨時予防接種の対象者に対して接種予診票・接種券を発行する。 2. 接種記録の登録 入手した予防接種記録をシステムに取り込み管理する。 3. 接種勧奨事務 接種歴をもとに未接種者を把握し、接種勧奨を実施する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>							
情報の突合 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号またはその他識別番号(宛名番号)を利用する。 ・個人番号、その他識別番号(宛名番号)が利用できない場合は、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を利用する。 							
情報の統計分析 ※		厚生労働省への接種状況報告を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。							
権利利益に影響を与え得る決定 ※		予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う)							
⑨使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	健康管理システム保守委託 ※令和8年1月からの運用	
①委託内容	健康管理システムのメンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業、ガバメントクラウドへのシステム構築・データ移行等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	システムの運用保守全般を委託しており、システムにて管理する特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	契約した委託先は、区のホームページにて公表している。	
⑥委託先名	未定(プロポ選定中)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5			
委託事項2	世田谷区予防接種電話対応等に係る業務委託		
①委託内容	コールセンター運用マニュアル等の作成、予防接種に関する問い合わせ電話対応、問い合わせ履歴の記録、問い合わせに伴う発送対応事務、VOC分析、定期報告		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	世田谷区で実施する予防接種の対象者	
	その妥当性	接種予診票等の発行作業や接種履歴の電話問い合わせ対応に伴い、区民健康情報システムで対象者を確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (区民健康情報システム)		
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。		
⑥委託先名	株式会社メディカル・コンシェルジュ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (4) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の16の2の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の16の3項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務
③提供する情報	予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先3	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法等関連法令に定められる予防接種の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p><世田谷区における措置> 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止: 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理: ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止: 金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理 また、申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置> 令和8年1月からの運用 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
	②保管期間	<p>期間</p> <p>[定められていない]</p> <p>その妥当性</p> <p>予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されており、また区民からの接種履歴確認の問合せに対応するため。</p>
③消去方法	<p><世田谷区における措置> ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ②自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 令和8年1月からの運用 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(区民健康情報、住民記録情報)

整理番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、郵便番号、続柄、取消、住登外フラグ、外国人フラグ、外国人本名カナ、外国人本名漢字、生保区分、住民となった日、住民でなくなった日、異動区分、異動年月日、接種名称、期・回数、接種年度、接種日、接種医療機関、接種区分、Lot番号、接種量、印刷区分、ワクチンメーカー、ワクチン名、予診理由、接種補足、支払対象外フラグ、入力窓口、発行区分、発行窓口、課税情報、生保受給情報

(世田谷区予防接種電話対応等に係る業務委託)

一般的な問い合わせの場合：問合せ概要、問合せ内容、対応内容、対応担当者名、対応状況、対応完了日、相談者区分、相談者使用言語、予防接種書類発行や折り返し架電する場合：氏名(シメイ)、連絡先(電話番号)、生年月日(必要時のみ)、整理番号(必要時のみ)、住所(必要時のみ)

(ワクチン接種記録)

宛名番号、個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、接種券番号、転出／死亡フラグ、市町村コード、接種1～7回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)
※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
定期・臨時予防接種者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>対象者以外の情報を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。また、他の市区町村から情報を入手する際は対象者以外の情報を入手してしまうことがないよう、事務マニュアルを整備して処理の標準化を図る。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。また、他の市区町村から情報を入手する際は必要な情報以外の情報を入手してしまうことがないよう、事務マニュアルを整備し処理の標準化を図る。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>申請者より情報を入手する際はその相手方へ、収集する情報の使用目的及び用途について説明書類を用い十分説明する。庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを通じて行うが、権限を持った者しか情報照会を行えず、また、その照会履歴は記録として保存される仕組みとなっている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認書類の提示を受けて、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人確認書類の提示に加え、以前に提示された個人情報との照合により、真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	届出書等から特定個人情報を入力する際は、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。 また、氏名・住所・生年月日等を複合的にチェックする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口では本人から直接書面を受け取することを原則とする。 ・郵送の場合は、担当部署の所在地及び宛先を印字した専用封筒を使用するよう促す。 ・提出された書類は鍵のかかるキャビネット等に保存する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外から、または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・事務に必要な情報はシステム内に保持しない。 ・システム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制限を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・発効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに発効処理を行う。 ・失効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに失効処理を行う。 ※発効、失効いずれの場合も、発効・失効作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	共用IDは発行せず、個人に対してユーザIDを発行する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	定期的を実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、職員に周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>通常ユーザ用と管理者用とにアクセス権限を分け、システムのバックアップデータ等の重要データには管理者権限のみがアクセスできるようにする。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約書において、情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づけている。 (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2) 以下の内容を含む従事者名簿 1) 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所 2) 委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所 (3) 委託業務に関する緊急時連絡先一覧 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・ 当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・ また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 ・ アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・ パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ 通常業務における端末からの情報照会・更新については、ログイン記録を残している。 ・ システム保守作業については、作業内容の記録を提出させている。 ・ 電子記録媒体等については、管理簿を作成し、引渡し及び返却を管理する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記する。 ・ また、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止を義務付けるとともに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受ける。 ・ さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・ 特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。 ・ 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況を確認する。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・管理体制等の通知 ・目的外使用等及び複写等の禁止 ・物的セキュリティ対策 ・人的セキュリティ対策 ・技術的及び運用におけるセキュリティ対策 ・監査、施設への立入検査の受け入れ 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><世田谷区における措置> 番号法の規定に基づき、認められている範囲において特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><世田谷区における措置> 入手した特定個人情報について、区民健康情報システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><世田谷区における措置> 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><世田谷区における措置> 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 ①外部進入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理：ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>

⑥技術的対策	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><世田谷区における措置> ・システムへのアクセス時におけるICカード＋パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住民記録システムの宛名と連動しており、生存者と同様の管理がなされている	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	被接種者情報については、随時、本人確認を行い、変更があればその都度データを修正する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	データ保管期間の定めはないため、消去は行っていない。上で述べたリスク対策のもと、データを保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末(パソコン)、記録+A256媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。 ・機器リース終了による返却の場合も、同様とする。 ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。 		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><世田谷区における措置> 実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に当該システムを利用しているか自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><世田谷区における措置> 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、内部監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程・体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等が当該システムを用いているか定期的に及び必要に応じて随時、内部監査を実施する。その上で、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ※令和8年1月からの運用 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><世田谷区における措置> ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。 また、研修資料は毎年度見直しを実施している。 ②委託先事業者の従業員については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 ③違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。 また、全従業員に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

3. その他のリスク対策

<世田谷区における措置>

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号)第7条及び世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第80号)第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

<ガバメントクラウドにおける措置> ※令和8年1月からの運用

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号154-8504 東京都世田谷区4-21-27 世田谷区総務部区政情報課区政情報係
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	定期予防接種管理ファイル
公表場所	区政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	世田谷保健所 感染症対策課(03-5432-2445)
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年5月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	以下にて閲覧できる状況とし、区民意見募集を行う。 ・区ホームページ ・感染症対策課
②実施日・期間	令和6年5月22日(水)～令和6年6月20日(木) (30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者および発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者および発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和6年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定	事後	
令和6年5月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2. 疾病と予防接種の対象者	予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第一条の三に規定される疾病及び対象者に対して定期の予防接種を実施する。また、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種も実施する。	予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第一条第三項に規定される疾病及び対象者に対して定期の予防接種を実施する。また、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種も実施する。	事後	
令和6年5月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 3. 予防接種事務全般における事務の内容(別添1参照)	①知事への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。	①知事への報告 関係法令に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。	事後	
令和6年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他システムとの接続	追加	コールセンターシステム(楽テル) 予防接種に関する問い合わせ対応に伴い、接種予診票の発行や電話対応記録の管理等のために利用する。	事後	
令和6年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	区民健康情報システム	健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和6年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他システムとの接続	新型コロナウイルスワクチン接種予約システム 接種券を受け取った区民からwebによる接種予約を受け付け、管理する。 【○】その他(区民健康システム)	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	I. 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	感染症対策課、住民接種担当課 感染症対策課長、住民接種担当課長	感染症対策課 感染症対策課長	事後	
令和6年5月10日	(別添1) 1. 予防接種事務について		ガバメントクラウドの範囲を明示するとともに、システム名称を修正。	事前	
令和6年5月10日	(別添1)事務内容 2. 従来の予防接種事務と新型コロナウイルス感染症の予防接種事務について（国資料より）		予防接種証明書の電子交付アプリ、コンビニエンスストア等でのキオスク端末への連携部分を廃止 他自治体への接種記録の提供部分を廃止	事後	
令和6年5月10日	(別添1)事務内容 3. ワクチン接種記録システムについて	(1)新型コロナウイルスワクチン接種予約システム、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運営システムについて	(削除)	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥担当部署	・世田谷保健所感染症対策課 ・世田谷保健所住民接種担当課 ・各総合支所健康づくり課	・世田谷保健所感染症対策課 ・各総合支所健康づくり課	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって 接種記録の照会が必要になる都度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって 接種記録の照会が必要になる都度	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷保健所感染症対策課 ・世田谷保健所住民接種担当課 ・各総合支所健康づくり課 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷保健所感染症対策課 ・各総合支所健康づくり課 	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<p>情報の突合</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 	(削除)	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	区民健康情報システムのメンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業	区民健康情報システムのメンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業、ガバメントクラウドへのシステム構築・データ移行等	事前	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	日本コンピューター株式会社	未定(プロボ選定中)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託</p> <p>委託事項2 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無 (別添2)ファイル記録項目</p>	追加	<p>世田谷区予防接種電話対応等に係る業務委託 (単価契約)</p> <p>コールセンター運用マニュアル等の作成、予防接種に関する問い合わせ電話対応、問い合わせ履歴の記録、問い合わせに伴う発送対応事務、VOC分析、定期報告</p> <p>特定個人情報ファイルの一部</p> <p>10万人以上100万人未満</p> <p>世田谷区で実施する予防接種の対象者</p> <p>接種予約票等の発行作業や接種履歴の電話問い合わせ対応に伴い、区民健康情報システムで対象者を確認する必要がある。</p> <p>10人以上50人未満</p> <p>下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。</p> <p>株式会社メディカル・コンシェルジュ</p> <p>再委託しない</p> <p>(世田谷区予防接種電話対応等に係る業務委託)</p> <p>一般的な問い合わせの場合: 問合せ概要、問合せ内容、対応内容、対応担当者名、対応状況、対応完了日、相談者区分、相談者使用言語、予防接種</p> <p>書類発行や折り返し架電する場合: 氏名(シメイ)、連絡先(電話番号)、生年月日(必要時のみ)、整理番号(必要時のみ)、住所(必要時のみ)</p>	事後	
令和6年5月10日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託</p> <p>委託事項2</p> <p>①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 その妥当性 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 再委託</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務委託</p> <p>ワクチン接種券等の印刷・封入・郵送、コールセンターの運営、予約システムの構築・運用・保守、接種実績の把握 特定個人情報ファイルの一部 100万人以上1,000万人未満</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種対象者 個人を正確に特定し、確実にワクチン接種を行うために必要である。50人以上100人未満 【○】電子記録媒体 下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。株式会社JTB 再委託する 委託業務の付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再委託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再委託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。ワクチン接種券等通知書類の印刷・接種券への印字及び封入・封かん・発送業務、ワクチン接種等コールセンター運営業務</p>	<p>世田谷区予防接種電話対応等に係る業務委託 (単価契約)</p> <p>コールセンター運用マニュアル等の作成、予防接種に関する問い合わせ電話対応、問い合わせ履歴の記録、問い合わせに伴う発送対応事務、VOC分析、定期報告</p> <p>特定個人情報ファイルの一部 100万人以上1,000万人未満</p> <p>世田谷区で実施する予防接種の対象者 10人以上50人未満</p> <p>下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。</p> <p>株式会社メディカル・コンシェルジュ 再委託しない</p>	事後	
令和6年5月10日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託</p> <p>委託事項2</p> <p>①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 その妥当性 ③委託先における取扱者数 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑤委託先名の確認方法 ⑥委託先名 再委託</p>	<p>接種記録の読み取り</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)による接種記録の読み取り作業</p> <p>特定個人情報ファイルの一部</p> <p>100万人以上1,000万人未満</p> <p>予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者</p> <p>確実かつ速やかに接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)に保存するため。</p> <p>10人以上50人未満 【○】紙 下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。株式会社メディカル・コンシェルジュ、株式会社イマージュ 再委託する 委託業務の付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再委託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再委託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。 ワクチン接種記録システム(VRS)による接種記録の読み取り作業</p>	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	市区町村長 番号法第19条第15号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ) 100万人以上1,000万人未満 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者【○】その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	削除	事後	
令和6年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	<ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報に消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和6年5月10日	Ⅱ ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(ワクチン接種予約) ワクチン名、ワクチン利用可能数、接種場所、予約年月日、時間帯、枠数、世帯代表者ID、メールアドレス、住民ID、生年月日、接種1～7回目情報(枠数、ワクチン、接種場所、接種年月日、開始時刻、終了時刻)、	削除	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①～④	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①～③(削除) ④→①に変更	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(削除)	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	(削除)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	(削除)	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(削除)	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報が入手の際に紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	(削除)	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム当における措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	削除	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報が不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報 の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	十分に行っている。	再委託していない。	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	<p>委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム 用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの 確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守 させることを義務づけている。</p>	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	記録を残しているワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。定めている番号法及び条例に基づき認められている範囲において特定個人情報の提供を行う。権限を持った職員のみ提供できるようにしている。十分である ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。十分である	【○】提供・移転しない	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。十分である ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	【○】提供・移転しない	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	追記	＜ガバメントクラウドにおける措置＞※令和8年1月からの運用 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISM)AP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。	事後	
令和6年5月10日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	追記	<ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年5月10日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順	追記	<ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和6年5月10日	Ⅳ その他のリスク対策 1 監査 ②監査	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に当該システムを利用しているか自己点検を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。		事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月10日	IV その他のリスク対策 1 監査 ①自己点検	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等が当該システムを用いているか定期的及び必要に応じて随時、内部監査を実施する。その上で、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。</p>	事後	
令和6年5月10日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和6年5月10日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	<p>世田谷保健所 感染症対策課(03-5432-2441) 世田谷保健所 住民接種担当課(03-5432-2233)</p>	世田谷保健所 感染症対策課(03-5432-2445)	事後	

改定前の特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点(予防接種実施事務)

II 特定個人情報ファイルの概要					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
通番	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
1	13	委託事項1 ①委託内容	標準準拠システムへの移行に伴い追加する委託内容は適切か	区民健康情報システムのメンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業、 <u>ガバメントクラウドへのシステム構築・データ移行等</u>	区民健康情報システムのメンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業
6. 特定個人情報の保管・消去					
2	20	①保管場所	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p><世田谷区における措置> (同右)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同右)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (同右)</p> <p><u><ガバメントクラウドにおける措置> 令和8年1月からの運用</u></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p><世田谷区における措置> 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外部進入防止: 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理: ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止: 金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理また、申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</u> 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</u> 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>
3	20	③消去方法	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p><世田谷区における措置> (同右)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同右)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (同右)</p> <p><u><ガバメントクラウドにおける措置> 令和8年1月からの運用</u></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	<p><世田谷区における措置> ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</p> <p>②自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>

Ⅲリスク対策					
3. 特定個人情報の使用					
番号	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
4	27	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保をしているか	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 〔再委託していない〕 <具体的な方法> 削除	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 〔十分に行っている〕 <具体的な方法> 委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。
7. 特定個人情報の保管・消去					
5	33	リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑤物理的対策 具体的な対策の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<世田谷区における措置> (同右) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同右) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> (同右) <ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	<世田谷区における措置> 世田谷区事務センター、システム運用委託業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 ①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止:金属探知機、生体認証テック開閉管理、DRタグによる媒体管理、また、申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
6	34	リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥技術的対策 具体的な対策の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<世田谷区における措置> (同右) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同右) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> (同右) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 (削除) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) (削除) <ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウドに関する基準(第10版))〔令和4年10月「デジタル庁」以下「利用基準」という。〕に規定する「ASP(をいう。以下同じ。)」又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構築する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守拠点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	<世田谷区における措置> ・システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。
7	35	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	データ保管期間の定めはないため、消去は行っていない。上で述べたリスク対策のもと、データを保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置>※令和8年1月からの運用 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	データ保管期間の定めはないため、消去は行っていない。上で述べたリスク対策のもと、データを保管する。

IVその他のリスク対策

1. 監査					
通番	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
8	36	①自己点検 具体的なチェック方法	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	①自己点検 具体的なチェック方法 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に <u>当該システムを利用しているか自己点検を実施する。</u>	①自己点検 具体的なチェック方法 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に <u>職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</u>
9	36	②監査 具体的な内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	＜世田谷区における措置＞(同右) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞(同右) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等が <u>当該システムを用いているか定期的及び必要に応じて随時、内部監査を実施する。その上で、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。</u> ＜ガバメントクラウドにおける措置＞※令和8年1月からの運用 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	＜世田谷区における措置＞ 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、内部監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程・体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等 <u>の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</u>
3. その他のリスク対策					
10	37	3. その他のリスク対策	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	＜世田谷区における措置＞(同右) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞(同右) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞(同右) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ※令和8年1月からの運用 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	＜世田谷区における措置＞ 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号)第7条及び世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第80号)第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。